

2017 (H29) 8. 7(月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.5

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



【5月7日（日）撮影者：前田みのり】

8月11日は「山の日」です。「国民の祝日に関する法律」第2条には、「元日」から12月の「天皇誕生日」まで16の祝日が定められており、山の日は「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」とされています。

どうしてこの日に決まったのか？当然知りたくなりますが。インターネットで検索したところ、決定に至る諸事情は書いてありますが、「海の日」が明治天皇の東北巡幸の際の乗船に因むのと違って、山に因んだ特別な理由はないようです。（ただし「海の日」は当初の7月20日から7月第3月曜日に変わりました）

さて、私は今春5月にはじめて本格的な登山を経験しました。久住山（1786m：大分県）です。写真はその時のもので右手奥に見えるのが三俣山（みまたやま）、牧ノ戸から登りはじめて60分くらいのところでした。山頂にはここからさらに90分かかり結構大変でしたが、実に爽快な体験ができました。下山後の温泉もまた格別！！。なかなか時間が取れませんが、次は久住中岳か平治岳（ひいじだけ）を目指そうかと考えています。皆様も「山に親しむ機会」をつくられてはいかがでしょうか。久住は色々なコースが楽しめ、早朝に出発すれば下関から日帰りも可能です。

法律ニュース：刑法改正

性犯罪厳罰化を内容とする「刑法の一部を改正する法律」が去る7月13日に施行されました。「近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため（法務省）」の改正です。今回は第177条の新旧条文を比べてみましょう。

【新】強制性交等

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交、又は口腔性交（以下「性交等」という）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。」

【旧】強姦

暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

- 「姦淫（かんいん）」「強姦」という言葉が消え、「性交等」「強制性交等」となりました。「等」に十分ご留意ください。
- 有期懲役が「3年以上」から「5年以上」へと重くなりました。
- 被害者が「女子」から「者」にかわりました。「男性から女性に」に限らず「女性から男性にまた「同性間」にも該当します。
- このほか「監護者わいせつ及び監護者性交等」の新設（第179条）、「親告罪」（旧第180条）の削除によって被害者の告訴を必要としなくなることも大きなポイントです。
- ※ いかなる犯罪も絶対に許すことはできませんが、性犯罪については、特にこの度の改正が犯罪の撲滅につながることを念願してやみません。

